

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

奈良県人事委員会規則第十七号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一アの表五級の項中「学科長」の下に「及び副学科長」を加え、同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一カの表に次のように加える。

四級	困難な業務を所掌する本庁の参事の職務
----	--------------------

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。